

○○第○○号
平成○○年○月○日

国土交通省

○○地方整備局長 ○○ ○○ 殿

起業者 ○○県○○市○○区○○番○○号

○○県

上記代表者 ○○県知事 ○○ ○

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、
申請致します。

記

1 起業者の名称 ○○県

2 事業の種類 県道○○線改築工事（○○工区・○○県○○市大字○○
字○○地内から同市大字○○字○○地内まで）及びこれ
に伴う農業用水路付替工事

3 起業地

イ 収用の部分

○○県○○市大字○○字○○、字○○、字○○、字○○、字○○、
字○○及び字○○地内

ロ 使用の部分

○○県○○市大字○○字○○、字○○、字○○、字○○及び字○○地内

4 事業の認定を申請する理由

県道〇〇線(以下「本路線」という。)は、〇〇県〇〇市を起点とし、〇〇市、〇〇市、〇〇市を経由して、〇〇県〇〇市に至る延長約38kmの路線であり、沿線地域の産業、経済、文化の活性化等地域間の連携を支える幹線道路である。本路線は、〇〇市から〇〇市に至る〇〇海沿岸の主要幹線道路である一般国道〇号と並行する道路であり、沿道には、住家、公共施設、事業所、各種商業施設等が連たん・集積していることなどから、地域間を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしている。

一般国道〇号が通過する〇〇県〇〇市及び〇〇県〇〇市のうち、〇〇県〇〇市は「〇〇家具」に代表される木材家具等の産地として有名な地域であるほか、〇〇県〇〇市は農業の盛んな地域であり、木材家具等は、一般国道〇号を介して〇〇県〇〇市の〇〇港及び〇〇県〇〇市の〇〇港へ、また、収穫された農産物は、〇〇南部(〇〇県や〇〇県)等に出荷されており、一般国道〇号は〇〇県〇〇市及び〇〇県〇〇市の基幹産業の発展に欠かせないものとなっている。

しかしながら、一般国道〇号のうち、〇〇県〇〇市から〇〇県〇〇市〇〇町までの区間においては、物流を担う主たる路線であること、また、〇〇市及び〇〇市〇〇町の市街地を通過しており、沿線には各種店舗や事務所、官公署、工場、住居等が集中していることから、通過交通と地域内交通がふくそうしている状況にあり、朝夕の通勤、通学時間帯を中心に慢性的な交通混雑が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通に支障をきたし、主要幹線道路としての機能を十分に果たしていない状況にある。

平成〇年度道路交通センサスによると、その交通量は〇〇市〇〇で18,704台/日、混雑度は1.60、また〇〇市〇〇町〇〇で15,110台/日、混雑度は1.67

にも達している。

このような状況に対処するため、国土交通省において、○○県○○市大字○○字○○地内の○○インターチェンジ（以下「インターチェンジ」は「IC」という。）から○○県○○市○○町大字○○字○○地内の○○IC（仮称）までの延長 5.5 kmの区間を全体計画区間として、道路構造令による第 1 種第 3 級の規格に基づく 4 車線の自動車専用道路を建設する「一般国道○号改築工事（○○道路「○○バイパス」）」（以下、「一般国道○号改築工事」という。）が計画されたものである。また、一般国道○号改築工事の建設により○○市○○地区（以下「本地区」という。）に○○IC（仮称）が設置されることに伴い、連結予定施設である本路線とのアクセス道路として、○○市大字○○字○○地内から同市大字○○字○○地内までの延長 653m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間として、○○県道路構造の基準に関する条例（平成○年○○県条例第○号）（以下「県条例」という。）による第 3 種第 2 級の規格に基づく 2 車線の道路を建設する「県道○○線改築工事（○○工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本事業」という。）を計画したものであり、本事業のうち、「県道○○線改築工事（○○工区）」（以下「本体事業」という。）は、土地収用法第 3 条第 1 号に該当する事業である。

また、本体事業の施行に伴い、農業用水路が遮断されるため、従来の機能の維持を図るために必要最小限の範囲で農業用水路付替工事を関連事業として施行するものであり、当該付替工事は、土地収用法第 3 条第 5 号に該当する事業である。

本事業の完成により、○○道路と一体となって、一般国道○○号における交通混雑の緩和や新たな幹線網の形成による○○市、○○市○○町方面との地域間交流の活性化、また、本地区の自然災害時における代替路・緊急輸

送路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保等に寄与するものである。

本件区間に必要な土地の面積は、収用の部分と使用の部分を合わせて〇〇m²、土地所有者及び関係人は〇名であり、平成〇年〇月から用地取得の協議を開始し、平成〇年〇月末時点までに事業に必要な面積のうち約〇%に当たる〇m²、土地所有者及び関係人のうち〇%に当たる〇名については任意協議が成立している。

起業者としては、今後とも誠意をもって用地取得の協議を重ね、円満に解決するよう努めるが、任意による解決が困難な場合には速やかに収用委員会の裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

添付書類

- 1 事業計画書(関連事業計画書を含む) 添付書類第1号
- 2 法第4条に規定する土地に関する調書 添付書類第2号
- 3 法第4条に規定する土地の管理者の意見書
照会文(写) 通 回答文(写) 通 添付書類第3号
- 4 関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
照会文(写) 通 回答文(写) 通 添付書類第4号
- 5 法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施
状況を記載した書面 添付書類第5号
- 6 起業地の位置を表示する図面
(縮尺 25,000分の1) 葉 添付図面第1号
- 7 起業地、事業計画、法第4条に規定する土地
を表示する図面
(縮尺 500分の1) 葉 添付図面第2号
- 8 標準横断面図
(縮尺 50分の1) 葉 添付図面第3号
- 9 縦断面図
(縮尺 縦100分の1、横500分の1) 葉 添付図面第4号

添付書類第1号

事業計画書

(関連事業計画書を含む。)

事業計画書

1 事業計画の概要

(1) 本体事業

県道〇〇線(以下「本路線」という。)は、〇〇県〇〇市を起点とし、〇〇市、〇〇市、〇〇市を経由して、〇〇県〇〇市に至る延長約38kmの路線であり、沿線地域の産業、経済、文化の活性化等地域間の連携を支える幹線道路である。

本路線は、〇〇市から〇〇市に至る〇〇海沿岸の主要幹線道路である一般国道〇号と並行する道路であり、沿道には、住家、公共施設、事業所、各種商業施設等が連たん・集積していることなどから、地域間を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしている。

一般国道〇号が通過する〇〇県〇〇市及び〇〇県〇〇市のうち、〇〇県〇〇市は「〇〇家具」に代表される木材家具等の産地として有名な地域であるほか、〇〇県〇〇市は農業の盛んな地域であり、木材家具等は、一般国道〇号を介して〇〇県〇〇市の〇〇港及び〇〇県〇〇市の〇〇港へ、また、収穫された農産物は、〇〇南部(〇〇県や〇〇県)等に出荷されており、一般国道〇号は〇〇県〇〇市及び〇〇県〇〇市の基幹産業の発展に欠かせないものとなっている。

しかしながら、一般国道〇号のうち、〇〇県〇〇市から〇〇県〇〇市〇〇町までの区間においては、物流を担う主たる路線であること、また、〇〇市及び〇〇市〇〇町の市街地を通過しており、沿線には各種店舗や事務所、官公署、工場、住居等が集中していることから、通過交通と地域内交通がふくそうしている状況にあり、朝夕の通勤、通学時間帯を中心に慢性的な交通混雑が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通に支障をきたし、主要幹

線道路としての機能を十分に果たしていない状況にある。

平成〇年度道路交通センサスによると、その交通量は〇〇市〇〇で 18,704 台/日、混雑度は 1.60、また〇〇市〇〇町〇〇で 15,110 台/日、混雑度は 1.67 にも達している。

このような状況に対処するため、国土交通省において、〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内の〇〇インターチェンジ（以下「インターチェンジ」は「IC」という。）から〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇地内の〇〇IC（仮称）までの延長 5.5 km の区間を全体計画区間として、道路構造令による第 1 種第 3 級の規格に基づく 4 車線の自動車専用道路を建設する「一般国道〇号改築工事（〇〇道路「〇〇バイパス」）」（以下「一般国道〇号改築工事」という。）が計画されたものである。

また、一般国道〇号改築工事の建設により〇〇市〇〇地区（以下「本地区」という。）に〇〇IC（仮称）が設置されることに伴い、連結予定施設である本路線とのアクセス道路として、〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内から同市大字〇〇字〇〇地内までの延長 653m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間として、〇〇県道路構造の基準に関する条例（平成〇年〇〇県条例第〇号）（以下「県条例」という。）による第 3 種第 2 級の規格に基づく 2 車線の道路を建設する「県道〇〇線改築工事（〇〇工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本事業」という。）を計画したものである。

本事業の完成により、〇〇海沿岸道路と一体となって一般国道〇号における交通混雑の緩和や新たな幹線網の形成による〇〇市、〇〇市〇〇町方面との地域間交流の活性化、また、本地区の自然災害時における代替路・緊急輸送路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保等に寄与するものである。

本件事業のうち、本体事業の計画概要は、次のとおりである。

① 施 行 区 間

自： ○○県○○市大字○○字○○地内

至： ○○県○○市大字○○字○○地内

② 施 行 延 長 653m

③ 構 造 規 格 第3種第2級（平地部）

④ 設 計 速 度 60km/時

⑤ 車 線 数 2車線

⑥ 計 画 交 通 量 5,000台/日

⑦ 標 準 幅 員

一 般 部(一般部)	
車 道	6.50m (3.25m×2)
路 肩	1.50m (0.75m×2)
計	8.00m

⑧ 最 小 曲 線 半 径 350m

⑨ 最 急 縦 断 勾 配 1.7%

⑩ 標 準 横 断 勾 配 1.5%

⑪ 路 面 の 種 類 アスファルト舗装

(12) 工事量

土工	盛土量	2,024 m ³
法面工		475 m ²
排水工		1,038 m
舗装工		5,997 m ²

(13) 本路線の改良工事

本体事業の施行に伴い本路線の付替工事が生じたもので、従来の機能回復を図るため、事業に必要な範囲の付替工事を本隊事業と併せて施行するものであり、その計画概要は次のとおりである。

改 良 工 事 計 画 書

工事名	工事箇所	現況			計画		
		延長	幅員	構造形式	延長	幅員	構造形式
交差点 右折車線設置 (県道○○線)	○○県○○市 大字○○字○○、字○○、字○○地内	153m	10m	アスファルト 舗装	153m	10m ~13m	アスファルト 舗装

(2) 関連事業

本体事業の施行に伴い必要の生じた農業用水路の付替工事は、当該施設の従来の機能回復を図るため、当該施設の管理者との協議により、必要最小限の範囲で本体事業と併せて関連事業として施行するものである。

【事例22】インターチェンジに接続する道路事業

関連事業の計画概要は、次のとおりである。

図面 表示 番号	施設の 種類及 び名称	管理者	現況(m)			計画(m)		
			延長	幅員	構造 形式	延長	幅員	構造 形式
イ	農業用 水 路	○○市	18.50	幅 高さ 0.6 0.5	三面張	18.50	幅 高さ 0.6 0.5	ボックス カルバート
ロ	農業用 水 路	○○市	13.00	幅 高さ 1.80 1.20	三面張	13.00	幅 高さ 1.8 1.2	ボックス カルバート

【事例22】インターチェンジに接続する道路事業



2 事業の開始及び完成の時期

開始の時期 平成〇年〇月

完成の時期 平成〇年〇月

3 事業に要する経費及びその財源

(1) 経 費

(単位：百万円)

区分 費目	合 計	内 訳		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度以降
総事業費	920	10	480	430
内 訳	工 事 費	310	0	290
	用地費及 び補償費	497	0	380
	そ の 他	113	10	23

※上記経費は関連事業費を含む。

(2) 財 源

所管	国土交通省	○ ○ 県
会 計 名	一般会計	一般会計
款	一	県土整備費
項	地域連携道路事業費	道路橋りょう費
目	地域連携道路事業費補助	道路新設改良費

・補 助 率 0.55

・根拠法令

道路法第 56 条

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 2 条

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項第 1 号

4 事業の施行を必要とする公益上の理由

1) 本体事業

本件事業は、一般国道○号の交通混雑の緩和と広域ネットワークの形成を目的とする○○道路の整備効果の一翼を担うものであり、本地区に○○IC(仮称)が設置されることに伴い、連結予定施設である本路線とのアクセス道路として、県条例による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業である。

一般国道○号が通過する○○県○○市は「○○家具」に代表される木材家具等の産地として有名な地域であるほか、○○県○○市は農業の盛んな地域であり、木材家具等は、一般国道○号を介して○○県○○市の○○港及び○○県○○市の○○港へ、また、収穫された農産物は、○○南部（○○県や○○県）等に出荷されており、一般国道○号は地域の基幹産業の発展に欠かせないものとなっている。

しかしながら、一般国道○号においては、物流を担う主たる路線であること、また、○○県○○市及び○○県○○市○○町の市街地を通過しており、沿線には各種店舗や事業所、官公署、工場、住居等が集中していることから、通過交通と地域内交通とがふくそうしている状況にあり、朝夕の通勤、通学時間帯を中心に慢性的な交通混雑が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通に支障をきたし、主要幹線道路としての機能を十分に果たしていない状況にある。

平成○年度道路交通センサスによると、その交通量は○○市○○で18,704台/日、混雑度は1.60、また○○市○○町○○で15,110台/日、混雑度は1.67にも達しており（表-1参照）、路線の交通容量を超過し主要幹線道路としての交通機能が阻害されている状況にある。

表一 1 現道における自動車交通量

交通量調査 観測地点地名	平成〇年度		
	自動車交通量	大型車混入率 (%)	混雜度
○○市○○	14,170台/12h (18,704台/24h)	9.5	1.60
○○市○○町○○	11,361台/12h (15,110台/24h)	8.3	1.67

出典：平成〇年度道路交通センサスによる。

このような状況に対処するため、○○県○○市と○○県○○市○○町を結ぶ「一般国道〇号改築工事」が計画され、国土交通省によって事業が実施されることに伴い、本地区に○○IC(仮称)の設置が計画されたものである。

○○IC(仮称)と連結予定施設である本路線とのアクセス道路を新設する本事業の完成により、一般国道〇号における交通混雑の緩和や新たな幹線網の形成による○○市、○○市○○町方面との地域間交流の活性化、また、本地区的自然災害時における代替路・緊急輸送路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保等に寄与するものである。

なお、本事業が周辺の生活環境等に与える影響について、本事業は、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成〇年〇月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音及び振動等については、いずれの評価項目においても環境基準等を満足している。

また、上記環境影響調査によると、本事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年 法律第214号)の天然記念物であるカササギ、環境省レッドリストに絶滅危惧IA類として掲載されているニッポンバラタナゴ、絶滅危惧IB類として掲載されている

ツチフキ及びニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタマシギ、ゼゼラ、ミナミメダカ及びマメタニシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ B類として掲載されているツクシナルコ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオナモミその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されていることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・低減されるものと予測されている。主な保全措置としてニッポンバラタナゴ、ツチフキ、ニホンウナギ、ゼゼラ、ミナミメダカについては、繁殖期の工事を控え、工事期間中に発生する濁水対策を行い、クリーク改変箇所は、自然型護岸や生息環境に配慮した河床構造を採用し、また、マメタニシについては、現地で確認された場合は、工事施工の影響がない適地への移動を行うこととしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

本事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないが、○○市教育委員会との協議に基づき、工事実施前に調査を行うこととしている。なお、今後、工事の実施により遺構等が確認された場合は、起業者は○○市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講じることとしている。

なお、本事業の早期完成を求める声は強く、○○市長を会長とする○○道路建設促進○○県期成会及び○○市長から、本事業の早期の整備促進を

強く求められている。

以上のとおり、本件事業の社会的、経済的效果は著しく、公益に資するところ大なるものがある。

2) 関連事業

本体事業の施行に伴い遮断される農業用水路は、地域住民の農業経営上必要不可欠なものであることから、従来の機能を維持する必要があり、必要最小限の範囲で本体事業と併せて農業用水路の付替工事を施行するものである。

5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

イ) 収用の部分

(単位 : m²)

区分 地目	本体事業	関連事業	計
宅 地	2,002	0	2,002
田	2,976	0	2,976
雜 種 地	96	0	96
墓 地	89	0	89
道 路	1,666	0	1,666
農業用水路	664	0	664
計	7,493	0	7,493

(ロ) 使用の部分

(単位 : m²)

区分 地目	本体事業	関連事業	計
宅 地	84	1	85
田	150	0	150
墓 地	8	0	8
計	242	1	243

(2) 起業地内にある主な物件の数量

種 別	单 位	数 量	備 考
住 家	棟	11	移転済 1棟
非住家	棟	3	移転済 0棟
計	棟	14	移転済 1棟

(3) これらを必要とする理由

これらの土地は、事業計画の概要で述べたとおり、本件事業を施行するために必要な最小限の土地である。

使用する土地は、排水工、擁壁工及び水路付替工事に伴う床堀工事のために、工事期間中一時的に必要となるものであり、使用する範囲は必要最小限の土地である。

また、物件については、これらの土地に存在し、起業地外に移転を要する主なものである。

6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

1) 本体事業

本件事業は、○○IC(仮称)と連結予定施設である本路線とのアクセス道路を新設するものであり、○○道路と一体となって一般国道○○号における交通混雑の緩和を図るなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保等を図ることを主な目的として計画したものである。本件事業の起終点及び交差点の位置については、次のような社会的、技術的及び経済的な観点から検討を行い、決定したものである。

- ・地域計画及び関連公共事業との調整
- ・周辺道路網との整合性
- ・取得必要面積及び移転対象物件数の多少
- ・公共施設等の回避
- ・線形、勾配及び構造物等の技術的要件
- ・事業の経済性

(1) 起終点の位置選定

起終点の位置については、本地区から○○市及び○○市や○○市○○町の市街地へのアクセスが良好で、公民館や神社等の公共施設等を回避するとともに移転を要する家屋を考慮し、○○県○○市大字○○地内の平坦地に設置することとし、アクセス線の起点を○○市大字○○字○○地内、終点を「○○IC」(仮称)との接続点となる同市大字○○字○○地内に設置することとした。

なお、本件事業のうち、都市計画道路○○インター線と重複する区間につい

ては、平成〇年〇月〇日付け〇〇市告示第〇号で都市計画決定された〇〇都市計画道路〦・〇・〇号〦〇インター線と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

(2) 交差点の位置について

本件事業と本路線との交差点の新設により、本路線に右折レーンを設けることとなつたため、以下のとおり3案について検討を行い、南側拡幅案を採用するものと決定した。

第1案：南側拡幅案(申請案)

第2案：北側拡幅案

第3案：両側拡幅案

イ 第1案 南側拡幅案(申請案)

本案は、必要となる拡幅を南側に拡幅する案である。

本案によると、取得必要面積が3案中最も大きいものの、支障となる物件はないため、社会的影響は3案中最も小さい。また、水路工事において、横断方向の拡幅分だけ水路を延ばす必要があり、今現在橋梁が在するが、その橋梁に、橋梁、あるいはボックスカルバートでの継ぎ足し、または張出床版が考えられる。張出床版は、既設の橋梁に床版を支えるだけの耐荷力がないため、技術的に不可能である。橋梁での継ぎ足しでは橋台が必要となるため、床掘範囲がボックスカルバートと比較して広くなり使用範囲も広くなる。また、ボックスカルバートは橋梁と比較して、施工期間も短く、さらに経済的である。そこで、南側拡幅案ではボックスカルバートを採用し、他案と比較すると工事費が最も廉価である。したがって、社会的、技術的及び経済

的観点から総合的に評価して、本事業の拡幅案として最も合理的な案である。

ロ 第2案 北側拡幅案

本案は、必要となる拡幅を北側に拡幅する案である。

本案によると、取得必要面積が3案中中位であるが、支障物件総数が最も多いため、社会的影響は3案中最も大きい。また、水路工事においては、道路縦断方向の水路が支障となり、その水路の機能を回復するには、水路対岸側の用地買収および護岸工事等が必要となり、経済性も悪く、施工期間は長くなる。そこで支障となる縦断方向の水路自体の工事を必要とせず、さらに現況水路の幅を侵さないために、北側拡幅案では、現況道路から水路上空に床版を張り出した工法を採用した。この張出床版で他案と比較すると工事費が最も高価である。したがって、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に評価して、本事業の拡幅案として合理的な案とはいえない。

ハ 第3案 両側拡幅案

本案は、必要となる拡幅を北側と南側両方に拡幅する案である。

本案によると、取得必要面積及び支障物件は3案中中位であり、社会的影響は中位である。また、水路工事においては、南側については第1案と同じくボックスカルバートを採用し、北側については第2案と同じく張出床版を採用し、他案と比較すると、施工的には南側、北側の両側で施工が必要となり交通規制が煩雑で、施工期間も長くなり、また工事費についても3案中中位である。したがって、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に評価して、本事業の拡幅案として合理的な案とはいえない。

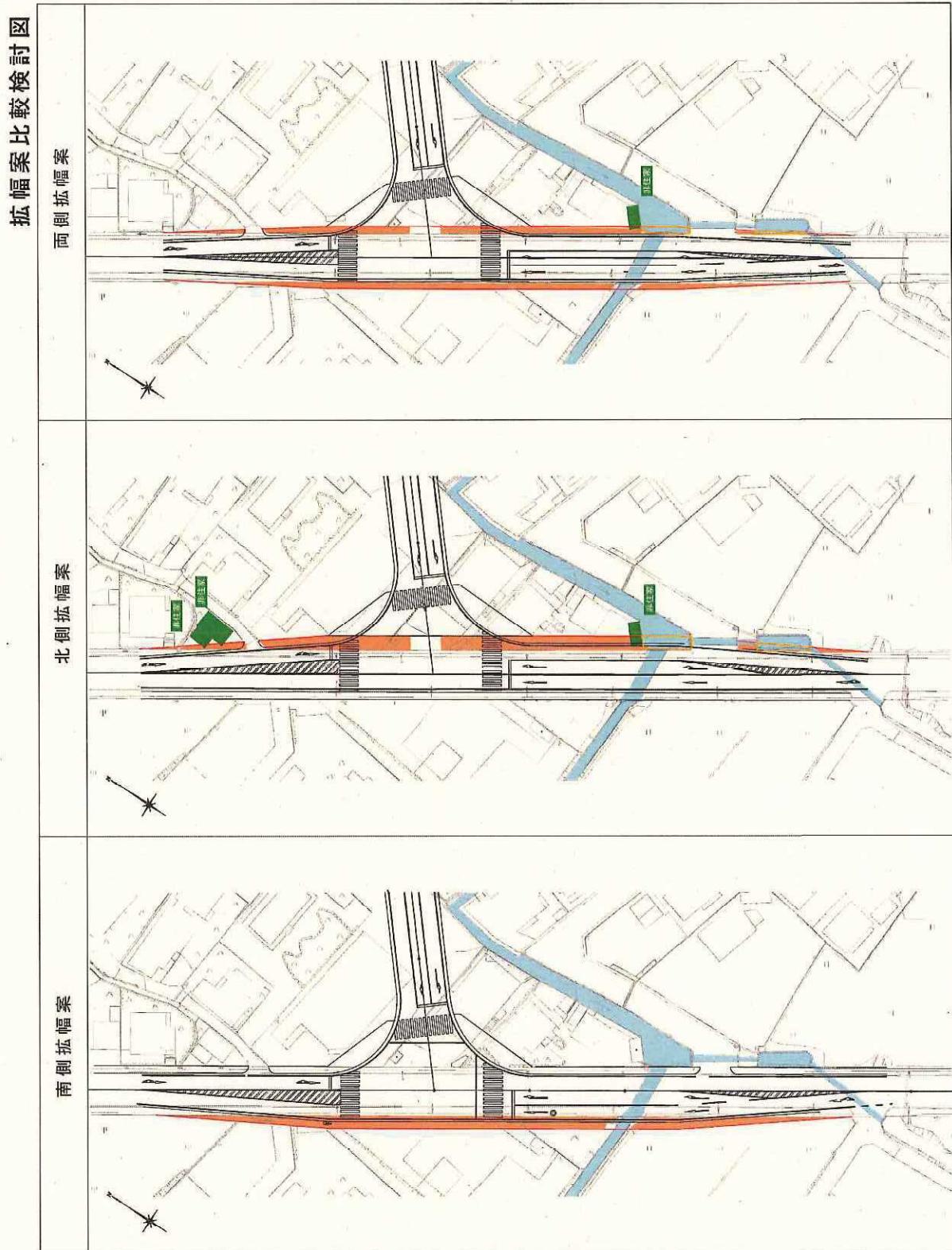
以上3案について比較検討した結果、第1案が社会的、技術的及び経済的観点から最も合理的な計画であると判断されるため、第1案を交差点の位置として採用したものである。

以上のとおり、当該交差点の位置を起業地として本体事業に用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。

【事例22】インターチェンジに接続する道路事業

県道○○線改築工事拡幅率比較検討表

検討項目	比較案	南側拡幅率(採用案)			北側拡幅率			両側拡幅率		
		宅地	145 m ²	宅地	229 m ²	宅地	田	田	31 m ²	
社会的項目	土地利用	田	76 m ²	田	6 m ²	田			29 m ²	
		畑	53 m ²	畑	0 m ²	畑			254 m ²	
		合計	214 m ²	合計	235 m ²	合計			0 m ²	
支障物件	生家	0 棟	住家	0 棟	住家	0 棟	住家		1 棟	
	非生家	0 棟	非生家	3 棟	非生家					
土地利用に対する影響			・取得必要面積は最も大きいものの、支障物件総数は最も多く、周囲の土地利用に与える影響が最も大きい。			・取得必要面積は中位であるものの、支障物件が存するため、土地利用に与える影響が比較的大きい。				
技術的項目	評価	○			×				△	
		ボックス工事	3.0 m	ボックス工事	0.0 m	ボックス工事			1.5 m	
		床版工事	0.0 m ²	床版工事	45.0 m ²	床版工事			20.0 m ²	
施工性			・水路工事に伴うボックス工事延長は最も長いが、床版工事がない。			・水路工事に伴うボックス工事延長、床版工事ともにが方案中位である。				
経済性	評価	○			×				△	
		・工事費	37,107 千円	・工事費	50,097 千円	・工事費			41,202 千円	
		・用地買及び補償費	3,229 千円	・用地買及び補償費	13,872 千円	・用地買及び補償費			7,018 千円	
総合評価			合計	40,336 千円	合計	63,969 千円	合計		48,220 千円	
総合判定	採用	○			×				△	
		・取得必要面積が3案中最も大きいものの、支障となる物件はなく、住環境に与える影響が3案中最も小さい。また、水路付替え工事に伴う開通工事費用が最も廉価であり、用地買及び補償費についても最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に評価して、本事業の拡幅率として最も合理的な案とはいえない。			・取得必要面積は3案中位であるものの、支障となる物件が存在し、水路付替え工事に伴う開通工事についても最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に評価して、本事業の拡幅率として合理的な案とはいえない。			・取得必要面積は3案中最も小さいが、支障物件総数が最も多く、周囲の土地利用に与える影響が最も大きい。また、水路付替え工事に伴う開通工事費用が最も廉価であり、用地買及び補償費についても最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に評価して、本事業の拡幅率として最も合理的な案とはいえない。		
									不採用	



2) 関連事業

関連事業として施工する農業用水路の付替工事は、本体事業の施工により従前の施設が分断されその機能が損なわれるため、当該施設の管理者と十分な協議を行い、地域住民の利用状況に配慮し、従来の機能の維持を図るために必要な最小限の範囲で施工するものであり、施工位置及び構造形式等は、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案した最良のものである。

以上のことから、起業地をこれらの事業に用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。